



監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、大崎市監査基準により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和4年11月9日

大崎市監査委員 門脇喜典
大崎市監査委員 伊藤玲子
大崎市監査委員 只野直悦



記

第1 監査の種類
財政援助団体等に対する監査

第2 監査の対象とした団体等

財政援助団体等名称	区分(指定管理施設名/補助金名)
公益社団法人 大崎市シルバー人材センター	補助金等交付 (大崎市シルバー人材センター補助金)
特定非営利活動法人 おおさき地域創造研究会	公の施設の指定管理者 (大崎市市民活動サポートセンター)
田尻ほなみ委員会	公の施設の指定管理者 (大崎市田尻地区公民館及び大崎市田尻農村環境改善センター)
大貫かんぼやま委員会	公の施設の指定管理者 (大崎市大貫地区公民館)
株式会社 たじり穂波公社	第三セクター、公の施設の指定管理者 (加護坊山自然公園及び田尻農村運動公園)

第3 監査の着眼点
団体への財政援助に係るものの出納及びその他の事務の執行

第4 監査の主な実施内容
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの財政的援助に係るものの

出納その他の事務に関する財務書類を対象に、必要に応じて対象団体担当者等の説明を聴取する等により、実施している事業が目的に沿って適正に執行されているか、会計経理等が適正に行われているかという観点から、試査による監査を実施した。

第5 監査の実施期間

令和4年8月31日（水）から同年9月2日（金）まで
別紙「監査報告書」（監査対象団体ごと）のとおり

第6 監査の結果

財政的援助に係るものの出納その他の事務の執行状況については、おおむね適正に事務処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で改善を求めたほか、一部改善または検討を要望した主な事項については、別紙「監査報告書」（監査対象団体ごと）にその概要を記述したので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和4年 8月31日(水)	公益社団法人 大崎市シルバー人材センター 補助金等交付 (大崎市シルバー人材センター補助金)	担当所管課 産業経済部産業 商工課

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行された大崎市が補助金等の財政的援助を行っていたものに係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか、担当所管課所属長等に別途通知し、改善を求めている。

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和4年 9月1日(木)	特定非営利活動法人おおさき地域創造研究会 公の施設の指定管理者 (大崎市市民活動サポートセンター)	担当所管課 市民協働推進部 まちづくり推進 課

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託に係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか、担当所管課所属長等に別途通知し、改善を求めている。

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和4年 9月1日(木)	田尻ほなみ委員会 公の施設の指定管理者 (大崎市田尻地区公民館及び大崎市田尻 農村環境改善センター)	担当所管課 教育部沼部公民館

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託に係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭にて報告及び担当所管課所属長等に別途通知し、補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

<所管課に係る事項>

指定管理基本協定第33条別紙5「剰余金の処分」において、「利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、地域の福祉の一層の増進を図るという指定管理者の指定の意義や、指定管理料が公民館の管理運営に係る経費として積算されていることに鑑み、用途については十分な検討が必要であるとともに、指定管理の趣旨を踏まえれば、住民サービスの向上や地域への還元につながる使い道が望ましい」と規定されている。また、同協定第34条で「その他やむを得ない事由

により合意された指定管理料が不適當となった場合は、相手方に対し通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができる」と規定されている。これらのことから、事業費や管理費で生じた不用額については、指定管理料の変更の協議を行った上で、その活用や使途について、十分な検討を行うべきである。同協定第33条、第34条の規定が形骸化しないよう協議体制を見直すとともに、剰余金の活用について、教育部内で統一した見解を示した上で、対応を共有すること。

<団体に係る事項>

各種支出において、請求日から支払日までに約2か月を要している事案が見受けられた。また、支出確認票の多くは、支払日から約5か月後に作成しており、処理までの期間がかかりすぎている。数か月分の処理を溜めることによって、支出もれや取り違えなどの誤った処理のリスクを高めることになるので、支出処理はその都度、適切な期間で速やかに処理すること。また、支出確認票には、担当者のほかに確認者の押印欄もあることから、複数人で確認することによるリスク管理の徹底と内部統制整備を図ること。

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和4年 9月1日(木)	大貫かんぼやま委員会 公の施設の指定管理者 (大崎市大貫地区公民館)	担当所管課 教育部沼部公民館

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託に係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭にて報告及び担当所管課所属長等に別途通知し、補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

<所管課に係る事項>

指定管理基本協定第33条別紙5「剰余金の処分」において、「利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、地域の福祉の一層の増進を図るという指定管理者の指定の意義や、指定管理料が公民館の管理運営に係る経費として積算されていることに鑑み、用途については十分な検討が必要であるとともに、指定管理の趣旨を踏まえれば、住民サービスの向上や地域への還元につながる使い道が望ましい」と規定されている。また、同協定第34条で「その他やむを得ない事由

により合意された指定管理料が不適當となった場合は、相手方に対し通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができる」と規定されている。これらのことから、事業費や管理費で生じた不用額については、指定管理料の変更の協議を行った上で、その活用や使途について、十分な検討を行うべきである。同協定第 33 条、第 34 条の規定が形骸化しないよう協議体制を見直すとともに、剰余金の活用について、教育部内で統一した見解を示した上で、対応を共有すること。

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和4年 9月2日(金)	株式会社たじり穂波公社 第三セクター，公の施設の指定管理者 (加護坊山自然公園及び田尻農村運動公園)	担当所管課 田尻総合支所地 域振興課

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託に係る出納その他の事務について，提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務については，おおむね適正に事務処理されていると認められたが，事務処理上留意すべき軽微な事項については，監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか，担当所管課所属長等に別途通知し，改善を求めている。